

添付資料 1

オフセット・クレジット（J-VÉR）制度に基づく温室効果ガス排出削減プロジェクト 品質保証（Quality Assurance）及び品質管理（Quality Control）マニュアル

五味温泉・幼児センター編

事前処理に伴う排出量の把握

I 国産材原料について

- （1）納入された原料と納品伝票を確認するとともに国産と外材の数量を把握する。

II 木屑チップ製造作業

- （1）自家発電機によりチップパー機を稼働させる。他の方法により電力を使用するときは、事前に排出・削減量算定担当者に連絡するとともに使用電力毎に木屑チップ出荷量を把握する。
- （2）製造設備等の変更は、排出・削減量算定担当者に連絡する。
- （3）自家発電用の重油は、納品伝票を保管し数量を把握にする。
- （4）木屑チップの生産については、出荷量などを把握にする。

III 粉砕バーク製造作業

- （1）系統電力により、粉砕機を稼働させる。他の方法により電力を使用するときは、事前に排出・削減量算定担当者に連絡するとともに使用電力毎に粉砕バーク出荷量を把握する。
- （2）製造設備等の変更は、排出・削減量算定担当者に連絡する。
- （3）粉砕バークの生産については、出荷量などを把握にする。

消費量の把握

- （1）熱管理システムにて、把握する。
- （2）機器の保守点検を実施し、精度を確保する。

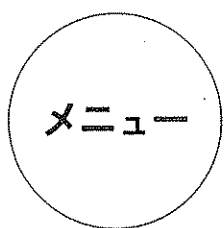
証拠書類の整理と保管

- （1）いつでも提出できるように整理・保管する

平成20年度 三津橋農産株式会社 二の橋工場原料仕入量等集計表

単位:m3

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
原料仕入	輸入材	7	295	302	267	331	199	225	122	323	396	645	3,119
	国産材	1,156	1,246	1,359	1,398	1,153	952	1,050	1,006	1,068	1,033	1,072	13,729
	計	1,163	1,253	1,654	1,700	1,567	1,151	1,275	1,128	1,391	1,429	1,717	16,848
出荷量	五味温泉	123	131	123	86	103	130	124	168	127	142	127	1,488
	幼児センター	6	0	0	0	0	12	12	30	30	24	18	132
	木の繊維	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	129	131	123	86	103	142	136	198	157	166	145	1,620
生産量	248	125	113	102	21	107	179	199	241	165	184	190	1,874
重油仕入量 (kg)	680	700	440	350	0	370	700	660	870	0	1,360	680	6,810
発電機作動時間 (h)	98.3	66.0	68.0	51.3	13.3	56.5	98.0	103.5	104.5	101.5	118.5	141.3	1020.7



▷福祉施設

▷高齢者介護体制整備／児童福祉関係施設／保育所／老人福祉関係施設／身体障害者関係施設／知的障害者関係施設／社会福祉施設一般

<平成16年度改訂>

社会福祉施設等設備整備費負担（補助）金及び 社会福祉施設等施設整備費負担（補助）金

■所管■ 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課ほか共管

概要

「生活保護法」（昭和25法144）、「身体障害者福祉法」（昭和24法283）、「老人福祉法」（昭和38法133）「児童福祉法」（昭和22法164）「知的障害者福祉法」（昭和35法37）等の規定に基づき、地方公共団体等が整備する社会福祉施設の設備整備及び施設整備に要する費用の一部を負担（補助）することにより、施設入所（利用）者の福祉の向上を図ろうとするものである。

■補助対象■ 都道府県、指定都市、市町村、社会福祉法人等

■要件等■

1 直接補助（負担）

施設の種類	対象事業	設置根拠等	設置者	負担、補助金の別	国庫負担（補助）率
(1) 保護施設	施設整備 設備整備	生活保護法第40条	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村	負担金	1/2

(7) 児童福祉施設等 ア 児童福祉施設 (児童家庭支援センターを除く。)	施設整備 設備整備	児童福祉法第35 条第2項又は第 3項	都道府県又は指定都市、 中核市若しくは市町村	負担金	1/2
---	--------------	---------------------------	---------------------------	-----	-----

児童福祉法

1/1 ページ

第35条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所を除く。)を設置するものとする。

《改正》平9法74
《改正》平11法160

2 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。

【令】第36条
《改正》平11法160

3 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

児童福祉法

1/1 ページ

第7条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

計量器精度レベル確認根拠

モニタリングポイントNo	パラメータ	燃料種別	測定方法	モニタリングパターン	測定頻度	備考	精度レベル確認根拠
IVモニタリングフロー図に記載した、モニタリングポイントの番号を記入		モニタリングの対象となる燃料の種類を記入し「その他」を選択した場合には備考欄に具体的な燃料名を記入	測定方法・データ把握方法を記入	モニタリング方法ガイドライン「第II部」1.1.モニタリングポイントとモニタリングパターン」を参照しA～Cより選択	測定頻度を記入	特筆すべき事項があれば記入	精度レベル確認根拠
1	G固燃	一般炭	自社管理計量器にて把握する	B: 実測	月1回		記入例
P1	-	木屑原料(外材製材)	納品伝票にて把握する	A-1: 購買量	入荷毎	外材と国産材の比率把握のために使用。	購買量による把握のため精度レベルの確認不要
P2	-	木屑原料(国産材集材)	納品伝票にて把握する	A-1: 購買量	入荷毎	同上	購買量による把握のため精度レベルの確認不要
P3	FC事化,y	A重油	重油購入量を購入伝票より把握し材積(m3)当たりの重油消費量を算出	C: 概算	入荷毎	本プロジェクト分の重油消費量を直接計測してはいないため、按分により計算	パターンCであるが、当該モニタリングによる排出想定量は16tであり総排出量への影響は少ない。
P4	EC事電,y	電力(系統)	電力購入量を購入伝票より把握し材積(m3)当たりの電力消費量を算出	C: 概算	月1回	本プロジェクト分の重油消費量を直接計測してはいないため、按分により計算	パターンCであるが、当該モニタリングによる排出想定量は2tであり総排出量への影響は少ない。
P5.6.7	BFCy	木屑チップ出荷量	納品伝票にて把握する	A-1: 購買量	出荷毎	P3重油消費量の按分計算のために使用	購買量による把握のため精度レベルの確認不要
P5.6.7	BFC全,y	木屑チップ総生産量	納品伝票にて把握する	A-1: 購買量	出荷毎	P3重油消費量の按分計算のために使用	購買量による把握のため精度レベルの確認不要
P3	FC事(全)化,y	A重油	納品伝票にて把握する	A-1: 購買量	入荷毎	P3重油消費量の按分計算のために使用	購買量による把握のため精度レベルの確認不要
P8.9.10	-	粉碎パーク	納品伝票にて把握する	A-1: 購買量	出荷毎	P4系統電力消費量の按分計算のために使用	購買量による把握のため精度レベルの確認不要
P11.12	T out	還温度	自社管理計量器にて把握する	B: 実測	常時計測	トモエテックノ熱管理システムにてボイラ熱出力を直接計測	精度管理された自社管理計量器を使用する。
P11.12	T in	往温度	自社管理計量器にて把握する	B: 実測	常時計測	同上	精度管理された自社管理計量器を使用する。
P11.12	Snet	流量	自社管理計量器にて把握する	B: 実測	常時計測	同上	精度管理された自社管理計量器を使用する。
P11.12	EC補電,y	電力(系統)	自社管理計量器にて把握する	B: 実測	常時計測	同上	精度管理された自社管理計量器を使用する。

※モニタリング方法ガイドラインや方法論に記載されていない独自手法またはデータを用いてモニタリングする場合は、その方法を採用する合理的根拠やデータの表又は「四備考」シートで説明すること。

添付資料 5 木屑チップ及び粉碎バーク保管状況



三津橋農産株式会社 二の橋工場



山本組木材株式会社